

岩手県監査委員告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づき、監査委員監査基準（令和2年岩手県監査委員告示第12号）に準拠して行った行政監査及び定期監査の結果を次のとおり公表する。

令和5年2月7日

岩手県監査委員 岩 淵 誠
 岩手県監査委員 佐々木 茂 光
 岩手県監査委員 五 味 克 仁
 岩手県監査委員 中 野 玲 子

1 監査対象機関、監査の実施内容及び監査の着眼点

監査対象機関	監査の実施内容	監査の着眼点
岩手県立一戸病院	監査対象機関で処理している事務のうち、収入、支出、契約、財産管理及び事業運営の各事務並びに現金等の出納保管に関する事務について、関係帳票及び証書類等を調査し監査を行った。	収入、支出等の事務が適正になされているか、また、収入確保に係る債権管理、未収金回収等が適正になされているか、事務事業の執行に係る委託事業の契約事務、補助事業の交付決定事務等が適正になされているか等に着眼して監査を行った。
岩手県立山田病院	〃	〃
岩手県立東和病院	〃	〃

2 監査の結果

(1) 岩手県立一戸病院

ア 経営の状況

(ア) 患者数

区 分	令和4年度	令和3年度	比 較	
			人 数	増減率
入院	人 11,970	人 12,974	人 △1,004	% △7.7
外来	10,176	11,214	△1,038	△9.3

(イ) 経営収支

区 分	令和4年度	令和3年度	比 較	
			金 額	増減率
事業収益	千円 334,790	千円 359,150	千円 △24,359	% △6.8
事業費用	618,150	627,049	△8,899	△1.4
収支差引額	△283,360	△267,900	△15,460	△5.8

イ 予算の執行及び財産の管理の状況 おおむね良好と認められる。

(2) 岩手県立山田病院

ア 経営の状況

(ア) 患者数

区 分	令和4年度	令和3年度	比 較	
			人 数	増減率
入院	人	人	人	%

	2,493	1,909	584	30.6
外来	6,117	6,176	△59	△1.0

(イ) 経営収支

区 分	令和4年度	令和3年度	比 較	
			金 額	増減率
事業収益	千円 157,023	千円 155,643	千円 1,380	% 0.9
事業費用	265,734	264,676	1,057	0.4
収支差引額	△108,711	△109,033	322	0.3

イ 予算の執行及び財産の管理の状況 おおむね良好と認められるが、留意改善を要する事項は次のとおりである。

有害物取扱手当の支給に当たり、支給すべき金額より多く支給しているものが2件、10,500円あったので、適正な事務の執行に努められたい。

なお、前年度の監査の結果、注意事項であったにもかかわらず、改善が認められなかったものであり、組織的な改善努力を怠ったことに起因すると認めざるをえないことから、職員や組織の意識改革を図るなど、再発防止に努められたい。

(3) 岩手県立東和病院

ア 経営の状況

(ア) 患者数

区 分	令和4年度	令和3年度	比 較	
			人 数	増減率
入院	人 7,171	人 7,895	人 △724	% △9.2
外来	8,096	8,192	△96	△1.2

(イ) 経営収支

区 分	令和4年度	令和3年度	比 較	
			金 額	増減率
事業収益	千円 279,524	千円 303,079	千円 △23,555	% △7.8
事業費用	362,383	369,322	△6,939	△1.9
収支差引額	△82,859	△66,243	△16,617	△25.1

イ 予算の執行及び財産の管理の状況 おおむね良好と認められる。